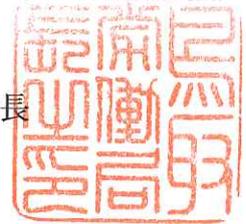


鳥労発基 1107 第 2 号  
令和 5 年 1 月 7 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記につきまして、事業者による自律的な化学物質管理の強化の一環として、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正後の労働安全衛生規則により、令和 6 年 4 月 1 日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」といいます。）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこと、また、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないことが事業者には義務付けられます。

今般、上記の健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」といいます。）が適切に実施されるよう、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号）の一部が改正されるとともに、事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」が策定されたところです。

つきましては、当該改正等の内容について、別添 1 の令和 5 年 10 月 17 日付け基発 1017 第 1 号及び別添 2 の令和 5 年 10 月 17 日付け基発 1017 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても改正の趣旨をご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

